

奈良市立神功こども園給食調理業務委託契約書 (案)

1 委託業務の名称	奈良市立神功こども園給食調理業務
2 履行場所	奈良市立神功こども園 (奈良市神功四丁目13番地の1)
3 契約期間	契約締結日から令和9年3月31日まで (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
4 履行期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
5 委託料	この契約に係る委託料は、月額金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) (履行期間全体の執行予定額 金 円)
6 契約保証金	奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

上記の業務の委託について、委託者 奈良市を発注者とし、受託者 を受注者とし、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は、頭書の委託業務 (以下「委託業務」という。) の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の委託期間内に、委託業務を別紙仕様書 (以下「仕様書」という。) に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、委託業務の処理について、仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(業務責任者等)

第3条 受注者は、委託業務の履行について、管理、監督する業務責任者、調理従事責任者及び調理従事副責任者を定め、発注者に通知するものとする。

(調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

(施設、設備等の貸与及び保守)

第5条 発注者は、受注者が委託業務を実施するに当たり、園の給食調理施設の土地及び建物 (以下「施設」という。) を使用させるものとする。

2 発注者は、園の給食調理用の設備及び備品 (以下「設備等」という。) を受注者に無償で貸与するものとする。

3 設備等の貸与について、発注者と受注者は、別途覚書を締結したうえ、受注者は、発注者に対し、貸与を受ける設備等に係る借用証書を提出するものとする。

4 発注者は、受注者が委託業務を実施するに当たり必要となる電力、用水及びガスを受注者に無償で供給するものとする。

5 受注者は、施設及び設備等に修理等の必要が生じたときは、発注者に申し出ることとし、発注者が必要性を認めたときは、発注者の負担によりこれらの修理等を行うものとする。ただし、受注者の責に帰する理由による場合は、発注者の許可を得て受注者の負担により修理等を行うものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 受注者及びその業務の従事者(従事していた者を含む。)は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後、又は契約が解除された場合も同様とする。

2 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(検食及び引渡し等)

第10条 受注者は、発注者による検食を受けなければならないとし、発注者は、遅延なく検食を行うものとする。

2 発注者が給食に不備等があると認めたときは、受注者は発注者の指示により当該給食を修補又は交換しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

3 発注者は、給食が前2項の規定による検食に合格した場合において、その配膳が完了したときは、引渡しを受けるものとする。

4 受注者は、発注者の承認を得た場合に限り、献立その他の予定事項を変更することができる。

(危険負担)

第11条 前条第3項の引渡しを受ける前に生じた給食の亡失又は損傷等については、すべて受注者の負担とする。

(かし担保責任)

第12条 第10条第3項の引渡し後、発注者において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する時間までに代替食品を準備するものとする。

2 受注者のかし担保責任については、前項に定めるもののほか、民法の規定によるものとする。

(業務完了の報告及び確認等)

第13条 受注者は、毎月の委託業務を完了したときは、当該月分の委託業務完了報告書を翌月5日までに発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものものとする。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(委託料の減額)

第15条 第10条第3項の引渡しが行われなかった日(以下この項において「不履行日」という。)がある場合における委託料については、不履行日の数に応じ委託料の月額につき引渡しを行うべき日数を基礎とする日割りにより計算した額を減じるものとする。

2 前項の計算によって得られた額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委託業務の内容の変更等)

第16条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更若しくは履行期間を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 第1項の規定による委託業務の内容若しくは履行期間の変更又は委託業務の処理の一時中止により受注者に生じた損害について、発注者は損害賠償の責めを負わないものとする。ただし、第21条第1項第1号又は第2号の規定により受注者がこの契約を解除した場合は、この限りではない。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。

(3) 前2号のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(談合その他不正行為による解除等)

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(暴力団排除措置による解除等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(代行保証人)

第20条 受注者は、万一委託業務の不履行があった場合、又は委託業務が実施できなくなった場合に代替して委託業務を履行する委託業務代行保証人(以下「代行保証人」という。)を選任することとし、発注者・受注者・代行保証人は、別途委託業務の代行保証に関する契約を締結するものとする。

2 代行保証人は、本業務の入札の際に附された入札参加条件を満たす者であること。

3 受注者の申し出により発注者が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、代行保証人が受注者に代わってこの契約書の規定に従い委託業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、受注者の義務は免責されない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第16条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等に係る違約金)

第22条 受注者は、この契約に関して、第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、委託料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第23条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者

とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者